

2020年5月25日

## 緊急事態宣言の解除をうけて

学長 矢口 洋生

緊急事態宣言の解除が全国的に行われることを受けて、本学では段階的に大学の機能を回復させる予定です。まずは、現時点において宮城県内に居住している学生に限り、以下の内容で立ち入りを許可することをお知らせします。

### 1. 遠隔授業の学修環境に対するサポート（5月27日～）

宮城県内で現在、スマートフォンのみで遠隔（オンライン）授業を受講している学生のうち、希望者に限り**コンピュータ演習室での受講**を許可します。対象者は4/3に教務課が実施した「インターネット環境について」のアンケートの中で「スマートフォンのみ所持」と回答した学生です。

上記対象者にのみ希望確認のメールを送信します。ただし、三密を避けるための人数調整を行う場合もあることをご了承ください。

### 2. 事務取扱について（6月1日～）

下記の内容に限り、事務手続きのために構内へ立ち入ることを許可します。

図書館・・・図書の貸出（館内自習は対象としません）（022-374-5090、library@sendai-shirayuri.ac.jp）

学修支援センター・・・相談室等での相談（学生課 022-374-5029）

キャリアセンター・教職支援センター・・・面談等の就職支援（022-374-6923、shushoku@sendai-shirayuri.ac.jp）

教務課・・・在学証明書等の発行（022-374-5026、kyomu@sendai-shirayuri.ac.jp）

学生課・・・奨学金の手続き等（022-374-5029、gakusei@sendai-shirayuri.ac.jp）

申し込み方法：事務取扱を希望する学生は、該当する部署に希望日の2日前までにメールまたは電話にて申し込んでください。申し込みの際は、「目的」「滞在時間」を必ず伝えてください。各部署にて人数を調整したうえで許可いたします。通知はメールまたは電話となります。

### 3. 入構の際の注意事項

登校する場合に、公共交通機関を用いる方は十分な感染予防対策を行ってください。そ

の上で以下の事項を守ってください。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は立ち入りを禁止します。
- ② 構内立ち入りの際は、必ず警備員室で入構申請書（警備員室にて記入）の提出、入構受付簿への入退室の時間の記入をお願いいたします。
- ③ 必ずマスクを着用してください。
- ④ 学内では三密を作らないよう協力をお願いします。着座する場合は1～2メートルの距離をとってください。
- ⑤ 許可した以外の場所への立ち入りは禁止します。
- ⑥ 申請した滞在時間を厳守してください。

※コンピュータ演習室を利用の際は、別途注意事項を確認してください。

本学は、今後、キャンパス機能を回復させるために、学生の皆さんが構内に立ち入れるよう段階的に、規制を解いていく予定ですが、感染者が新たに発生した場合は、構内への立ち入りを再び規制する可能性もあります。

これまでの皆さんのご協力に感謝するとともに、引き続き、感染予防を意識した学生生活を継続くださるようお願いいたします。